

議員提出第7号議案

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療
の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成25年3月27日

提出者

足立区議会議員	たきがみ	明
同	加藤	和明
同	吉岡	茂
同	くじらい	光治
同	針谷	みきお
同	前野	和男
同	あかし	幸子
同	鈴木	あきら
同	鹿浜	昭
同	馬場	信男
同	長井	まさのり
同	ぬかが	和子
同	浅古	みつひさ

足立区議会議長 渡辺 ひであき 様

(提案理由)

政府に対し、ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求めるため、本案を提出する。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の 診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされる。この疾病は、頭痛、めまい、吐き気、耳鳴り、思考力低下等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持つ。

これまで、医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」などと判断されてきた。この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められているが、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者及び家族の苦勞は計り知れないものがある。

こうした中、ブラッドパッチ療法が昨年5月に先進医療として承認され、平成26年度の保険適用を目指し、治療基準作りが開始されている。

また、厚生労働省による脳脊髄液減少症の周辺病態の研究が行われることで、周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、足立区議会は政府に対し、下記事項の早期実現を強く求めるものである。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続させ、診療ガイドラインの早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する先進医療認定施設を各都道府県に最低1ヶ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あ て